

平成20年5月27日

## 福祉用具分野に係るJISマーク表示の開始について

経済産業省では、高齢化社会の進展への対応、国民生活の安全・安心の確保等の観点から、「手動車いす」、「電動車いす」及び「在宅用電動介護用ベッド」の3つの福祉用具に関して、工業標準化法（JIS法）に基づくJISマーク（福祉用具と判るJISマーク）の表示を新たにスタートします。

## 1. 目的及び背景

- (1) 福祉用具については、高齢化社会の進展に伴う需要の増加によって、昨今、製品事故の増加が見られます。このため、国民生活の安全・安心の確保等の観点から、工業会、ユーザーからJISマーク制度（【別紙1】）による第三者認証制度の確立に対する強いニーズがかねてからありました。しかしながら、福祉用具については、認証機関が認証業務を行うに当たって必要となる試験設備や試験員の確保、具体的な認証方法等を決めることなどが困難であったため、これまでJISマーク表示ができませんでした。
- (2) このため、経済産業省では、福祉用具分野におけるJISマーク認証の環境整備を行うべく、工業会や認証機関等の有識者とともに、特に需要の多い「手動車いす」、「電動車いす」及び「在宅用電動介護用ベッド」の3つの福祉用具（【別紙2】製品写真）について、それぞれの日本工業規格（JIS）に対する適合性の認証方法（認証指針）を検討してきました。その結果、この度、上記の3つの福祉用具に関する認証指針を認証機関の集まりであるJIS登録認証機関協議会（JISCBA）において決定し、JISCBA認証指針として公表しました。

（注1）認証の対象となる日本工業規格（JIS）： JIS T9201 手動車いす、 JIS T9203 電動車いす、 JIS T9254 在宅用電動介護用ベッド。

（注2）JIS登録認証機関協議会（JISCBA）： JISマーク認証を行う登録認証機関を会員とする任意の機関。国から登録を受けた国内外全ての機関が会員（会員数24、うち2機関は海外機関）となり、認証方法に関する技術的な共通課題等を検討しています（事務局：（財）日本規格協会）。

(3) また、現在、JISマークは、建築分野、土木資材、文房具等、様々な製品に表示されていますが、今回は、福祉用具分野におけるJISマークであることが一目で分かるようなデザインを付記した「目的付記型JISマーク」とすることになりました(【別紙3】JISマークと付記されるデザイン)。こうした目的付記型のJISマークの採用により、福祉用具分野におけるJISマーク製品への認知度の向上を図り、高齢者・障害者等に配慮した製品であることのメッセージ性を示す狙いがあります。

(注3) 目的付記型JISマーク：特定の目的をJISマーク近傍に表示することによって、ユーザー等に製品情報を一層提供することを目的としたもの。これまで、JIS K6329 更正タイヤについて「リサイクルタイヤ」と表示する方法、JIS L4405 タフテッドカーペット等3規格に対して「難燃」と表示する方法がありました。

(4) 既に、複数の認証機関が認証のための登録申請を経済産業省に対して行っており、早ければ、本年夏頃から、上記3つの福祉用具における目的付記型JISマークの表示がなされる見込みです。経済産業省としては、福祉用具分野におけるJISマーク制度に基づく第三者認証制度が普及することによって、製品事故の防止と福祉用具産業の健全な発展に寄与することを期待しています。引き続きJISマーク制度の積極的な活用を目指していきます。

## 2. 認証指針及びJISの閲覧方法

今回対象となる3つの福祉用具に対するJIS C B A 認証指針及びJIS (規格) については以下のURLで閲覧できます。

JIS C B A 認証指針のURL：<http://www.jsa.or.jp/jiscba/07shishin.asp>

JIS (規格) のURL：<http://www.jisc.go.jp/>

(参考)

福祉用具産業の市場規模 約 1 兆 2 , 3 0 0 億円 (2006 年度 工業会推計)

該当 3 製品の企業数 (工業会推計)

手動車いす 約 150 社程度

電動車いす 約 30 社程度

在宅用電動介護用ベッド 約 50 社程度

製品事故件数

製品欠陥であるか否かは不明であるが、消費生活用安全法に基づき報告が義務づけされている重大事故発生件数は下記のとおりです(平成 19 ~ 20 年度製品安全課調査)。

手動車いす	3 件
電動車いす	1 2 件
電動ベッド	1 件

(本発表資料のお問い合わせ先)

産業技術環境局基準認証ユニット基準認証政策課長 朝日

担当者：高橋補佐、関野係長

電話：03 - 3501 - 1511 (内線 3413 ~ 5)

03 - 3501 - 9232 (直通)

産業技術環境局基準認証ユニット環境生活標準化推進室長 相澤

担当者：荒井補佐、大下係長

電話：03 - 3501 - 1511 (内線 3426 ~ 7)

03 - 3501 - 9283 (直通)

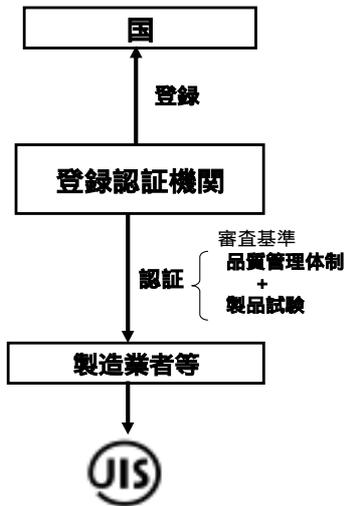
産業技術環境局基準認証ユニット認証課長 江藤

担当者：吉田補佐、小嶋係長

電話：03 - 3501 - 1511 (内線 3441 ~ 4)

03 - 3501 - 9473 (直通)

図1 JISマーク制度の概要



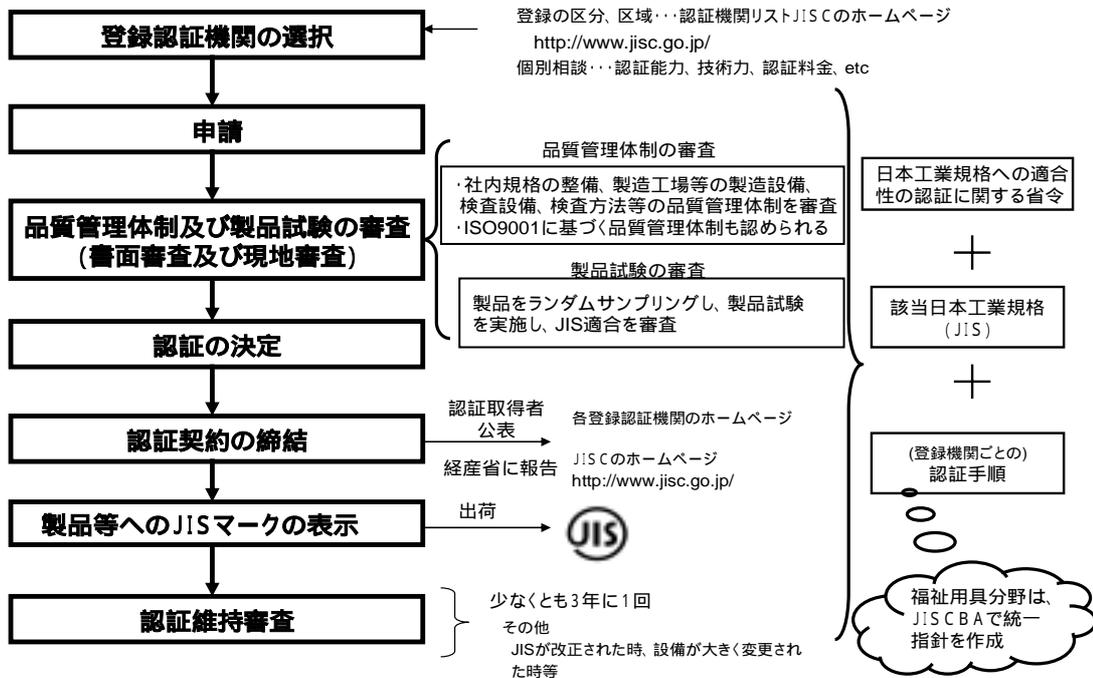
JISマーク制度とは

…工業標準化法(JIS法)に基づく  
任意の制度

左図のように日本工業規格(JIS)に基づく品を製造している**製造業者等**は、国から登録を受けた**登録認証機関**からの認証を受けて、製品、包装等に**JISマークを表示**することができます。

認証は、審査基準である**品質管理体制**及び**製品試験**によって実施されます。

図2 一般的な認証の手順



今回の J I S マークの対象となる製品の一例



図 1 手動車いす



図 2 電動車いす



図 3 在宅用電動介護用ベッド

JISマークと近傍に表示されることになるデザイン



JISマークの近傍に上記のように「福祉用具」という文字とデザインが付記されることとなります。